

直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案

平成23年11月21日

全国知事会

1 移管の進め方	
<p>▼ 同一都道府県内完結道路(河川)を、平成25年度から先行的に移管(手挙げ方式) ※ 当面は補助国道(補助一級河川)として移管を受けるが、将来的には自治事務として整理。 ※ なお、複数の都道府県にまたがるものは、受入体制の枠組みづくりを進め、平成26年度から移管を開始(手挙げ方式)。</p> <p>▼ 移管に当たっては、財源・人材・資機材の適切な移譲が前提であり、財源移譲については枠組みづくりが重要。</p>	
2 財源の移譲	
① 財源措置の方法	<p>▼ 移管事務の実施に必要な財源は、既定経費に影響を及ぼすことのないよう、当面、国交付金により別枠として確実に措置。 ▼ 最終的には、国から地方に財源移譲。</p>
② 整備費	<p>▼ 所要財源を財源の特定性及び自由度を考慮の上、「新たな交付金の創設」や「社会資本整備総合交付金」等の別枠加算により措置。 ▼ 国による情報開示を前提に、地方が主体となって、道路・河川毎に係る新たな年度別の中期計画(5年間程度)を作成する仕組みを構築の上、当該計画に基づく所要財源を継続的に措置。</p>
③ 維持管理費	<p>▼ 所要財源を「新たな交付金の創設」や「地域自主戦略交付金」等の別枠加算により措置。 ▼ 直近の5年間の平均額等に基づき積算。 ▼ 大規模修繕費は、整備費に準じ、整備計画に反映。</p>
④ その他	<p>▼ 所要の人件費及び事務費は別途上乘せ。</p>
⑤ バイパス供用後の現道	<p>▼ バイパス現道に係る財源措置についても、県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要。 ▼ その上で、具体的財源措置については、箇所ごとの経緯や規模等を踏まえ、個々の状況で判断。</p>
3 大規模災害時の対応	
<p>▼ 大規模災害時には、国全体や広域での判断や対応が必要。 ▼ 自治体間での連携可能な仕組みの確立。 ▼ 激甚災害に対する従来の措置と同程度の国交付金の積み増し措置適用。</p>	